

1 制定に至る経緯

旧春日部市では昭和46年に、旧庄和町では昭和56年に、それぞれの憲章が制定されました。

新市となった、春日部市においても、さらに市民の連帯感やまちに対する愛着、誇りを深め、「住んで良かった」と思えるまちを実現させるため、新市施行15周年を迎える令和2年度に向けて、市民憲章の制定作業を進めてきました。

2 これまでの経過

(1) 市民憲章市民会議による検討

市民憲章の制定にあたっては、平成30年12月に、知識及び経験を有する人2名、報道機関関係者、国際交流、地域活動、環境保護、商工業、生涯学習のそれぞれに携わる人各1名、大学生1名、公募に応じた人6名の15名の委員からなる「春日部市市民憲章市民会議（以下、市民会議）」を設置しました。

この市民会議において、政策研究大学院大学理事副学長の横道清孝氏をアドバイザーに迎え、専門的な見地による助言・指導のもと、検討を進めてきました。これまでに10回の会議を開催し、制定にあたっての考え方や市民憲章の定義を共有し、意見交換を重ねてきました。

春日部市市民憲章市民会議委員の構成 (名)

男性	女性	合計	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計
9	6	15	1	6	2	1	2	2	1	15

1) 市民憲章市民会議における制定にあたっての考え方

- ① 市民共通の目標であること
- ② 市民だれもが親しみやすく感じられること
- ③ 表現が分かりやすいこと
- ④ 音読したときに心地よく耳に入ってくること
- ⑤ 世代を超えた共通の認識として感じられ、次世代に継承できること

2) 市民憲章市民会議における市民憲章の定義

春日部市のより良い理想の姿を掲げ、
それを市民全員で実現するための道しるべ

(2) アンケートの実施

広く市民の皆様の意見を集め、市民憲章に反映させるために、令和元年7月にアンケートを実施しました。

アンケートは、18歳以上の市民3,000人を対象にした市民意識調査と、市内学校の小学5年生、中学2年生、高校2年生を対象にした小中高生アンケートを実施し、市民意識調査は1,248人、小中高生アンケートは1,317人から回答をいただきました。

(3) 小・中学生ワークショップの実施

子どもたちに親しまれる市民憲章にするために、令和元年8月に小・中学生ワークショップを実施しました。

ワークショップには市内学校から選出いただいた小学5年生及び中学2年生の計66人に参加いただくとともに、市民会議の委員がファシリテーター役を務め、子どもたちの声を直接伺いました。

3 今後の予定

令和2年8月に市民意見提出手続を実施後、令和2年12月春日部市議会定例会に議案として上程する予定です。議決後は、市民の皆様に広く周知し、深く浸透されるように、取組を実施していきます。

4 春日部市民憲章（案）の解説

春日部市民憲章（案）は、前文、本文、結びの3つで構成されています。全体として、一文を短くし、分かりやすく、覚えやすくなるように配慮しました。

市民憲章とは、時が移り変わっても色あせず、その時代の人々が受け入れられるものと考えました。そのため、現在の「春日部らしさ」や、「春日部の個性」については、将来の春日部市民が抱く思いとの間にかい離が生まれぬよう、過度に盛り込まずに案文を作成しています。

また、読んだ人や聞いた人が美しく感じ、心に染み入るような言葉を慎重に選びました。中には、漢字や表現が、子どもたちには難しい部分もありますが、市民憲章の言葉に触れることで、子どもたちの語感が磨かれるということを期待しています。

(1) 前文について

わたしたちのまち春日部は	<small>かすかべ</small>	<small>ふるとねがわ</small>	<small>えどがわ</small>	<small>なが</small>	古利根川と江戸川が流れ			
豊かな自然のなかで	<small>ゆた</small>	<small>しぜん</small>	<small>でんとう</small>	<small>ぶんか</small>	<small>さんぎょう</small>	<small>はぐく</small>	<small>れきし</small>	を育んできた歴史のあるまちです
わたしたちは	<small>さき</small>	<small>じだい</small>	<small>おも</small>	<small>は</small>	この先の時代に想いを馳せ			
だれもが住み良い	<small>す</small>	<small>よ</small>	<small>みりょく</small>	<small>めざ</small>	魅力あるまちを目指して			
ここに	<small>しみんけんしょう</small>	<small>さだ</small>	市民憲章を定めます					

一段落目では、わたしたちのまちについて説明しています。市内を流れる代表的な河川である「古利根川と江戸川」が、春日部の自然を形作っていると同時に、その恵まれた豊かな自然のなかで、先人たちが育んできた伝統、文化、産業といった歴史が脈々と受け継がれているまちであることを表現しています。

二段落目では、市民憲章を定める目的を明らかにしています。「理想の春日部」を聞いたアンケートでは、18歳以上の市民も、小中高生も、「安心・安全なまち」を回答した人が最も多い結果でした。このような理想の春日部を、「だれもが住み良い」、「魅力あるまち」とし、これを目指すことを目的としています。

同時に、今を生きる私たちのためだけではなく、私たちの子や孫、その先のまだ見ぬ子どもたちの時代にまで「想いを馳せる」ことで、この住み良い「春日部のまち」を、よりよい形で将来につなげていく決意を表しています。

(2) 本文について

本文は5条で構成され、理想のまちを実現するための道しるべとして、市民一人ひとりが主体的に実践してほしい行動を表しています。それぞれの文は抽象的な表現としていますが、これは、読んだ人や聞いた人が様々な価値観のもとで、それぞれの取組を行うことを期待するためです。

条文の順番については、まず「身の回りのこと」からはじめ、対象を広げていく構成としています。なお、小・中学生ワークショップでは、どのグループも自然や環境についてをテーマに挙げ、大切に考えていたことから、「身の回りの環境」を1条目に掲げています。

語尾については、「～します」という宣言の形ではなく、「～しましょう」という、「みんなで一緒に取り組みましょう」と優しく呼びかける形としています。

ひとつ	かんきょう		しぜん	まも
一	環境	にやさしく	かけがえのない	自然を守りましょう

1条目は、身の回りの環境についてです。

一人ひとりが「環境」に配慮した生活を送り、その積み重ねで私たちを取り巻く大きな「自然」を大切にすることを呼びかけています。

ひとつ	こころ	からだ	すこ	りょうしき	こうどう	こころ	
一	心	と	体	を	健やかに	良識ある行動を	心がけましょう

2条目は、わたしたち自身についてです。

自分自身の健やかな「心」と「体」を養うとともに、「良識」を持つことで、一人ひとりが物事の良しあしを見分け、自発的に行動することを呼びかけています。

ひとつ	たが	そんちょう	たす	あ	こころ	しんらい	きず
一	お互いを	尊重し	ともに	助け合い	心	かよう	信頼を築きましょう

3条目は、他者との関係についてです。

安心して暮らせるまちにするためには、まず相手を認めることが大切です。そして、人それぞれの多様性を受け入れ、互いに助け合い、表面上だけではない「心かよう信頼」で、つながりを深め、双方の絆を築いていくことを呼びかけています。

ひとつ でんとう ぶんか たいせつ つぎ せだい ひ つ
一 伝統と文化を大切にし 次の世代に引き継ぎましょう

4条目は、これまでの春日部についてです。

これまでの人々が、途切れることなく培ってきた「伝統」と「文化」に敬意を払い、将来に引き継いでいくことを呼びかけています。

ひとつ ひろ し や せかい まな ゆめ みらい
一 広い視野で世界に学び 夢のある未来をつくりましょう

5条目は、これからの春日部についてです。

春日部はもとより、世界にも広く目を向けて様々なことについて学び、将来世代へ向けた持続可能で希望のある、平和な「未来」をつくることを呼びかけています。

(3) 結びについて

そして

このまちで

い
ともに生きましょう

結びでは、このまちで一緒に暮らしていくことを呼びかけ、春日部市民の一体感が醸成される願いを込めています。ここでいう「生きる」とは、今と一緒に過ごすことを意味しており、たとえこのまちで過ごす時間が一時であっても、その短い時間をもとに分ち合うことを呼びかけています。

また、短い文章をあえて3行にすることで余韻を残し、深く印象付けられるようにしています。